会議名		令和元年度 第5回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局		児童青少年課
(担当課)		
開催日時		令和元年9月24日(火) 午後7時~午後9時
開催場所		本町暫定庁舎 第1会議室
出	委員	鈴木委員長 津田副委員長 鈴木委員 中山委員 小林委員 上坂委員
席		矢野委員 岸委員 長尾委員 中島委員 岩野委員 坂根委員
者	事務局	山田学童保育係長
会議次第		1 開会
		(1) のびゆくこどもプランの量の見込みについて
		(2) 令和2年度学保連予算要望について
		(3) ドッジボール大会のビデオ撮影、観覧について
		(4) NTT災害伝言ダイヤル訓練の回数について
		(5) その他
		3 閉会
配布資料		【資料31-15】
		放課後児童健全育成事業(学童保育)の量の見込み(案)について
		【資料31-16】令和2年度学保連予算要望について
静	養事	(1) のびゆくこどもプランの量の見込みについて
		(市)【資料31-15配布資料】を基に説明。
		現在、令和2年度から令和6年度までのこども子育て支援事業計画(の
		みゆくこどもプラン)の策定をしており、その中で、向こう5年間の学童
		保育所の需給について計画数値を掲載する予定である。9月19日(木)
		に開催された子ども・子育て会議において、資料31-15と同趣旨の資
		料を提出したため、本日は情報提供させていただく。A案、B案の2案を
		示したところだが、確保の内容についてはそれぞれ検討中であり、次回1
		0月の子ども子育て会議でお示しすることになっている。
		算出方法は、本計画で使用する人口推計値の令和2年度から令和6年度
		の6歳~11歳の人口が1年生~6年生に該当するため、その人数に対し
		て、学童保育所の利用登録数比率又は利用意向率を乗じて算出する方法を
		採用した。
		まず、A案についてだが、1~3年については、過去5年の学童保育所
		利用登録数比率の実績値の最大値である、36.1%を用いて算出した。
		5年間の比率は固定している案である。4~6年生については、現状受け
		入れをしていないため、利用率の実績がないため、ニーズ調査結果の利用
Ì		

意向率 7.1%を使って量を算出した。こちらも 5年間の比率は固定している。

B案の $1\sim3$ 年については、利用登録数比率の上昇を加味した算出方法を取っており、具体的には、令和2年度は、A案と同様36.1%としているが、翌年度以降、37%、38%、39%、40%と上昇すると仮定した算出をした。最終年度の利用率を40%とした根拠としては、過去5年の利用登録数比率の上昇率と同じ比率で増加すると見込むと、令和6年度には40%になるためそれを見込んだためである。

部局としては、学童の利用率や保育園利用率が増加している中において、A案では甘い見込みとなるため、B案で進めたいと考えている。

- (学) 両案の算出方法については、潜在児童数から算出した方法と説明があったが、この手法については、小金井市オリジナルの手法という理解でいいのか。
- (市) 国からは、試算の方法として大きく2つ示されており、先ず1点目が、保育園の2号認定と呼ばれる3歳~5歳までの保育園利用者の見込み人数と幼稚園の定期預かり保育の利用者の割合を考慮して算出する方法である。2点目がニーズ調査結果から算出する方法である。本市は、2点目に近い手法であるが、本市オリジナルで学童の利用率という考え方に変換をして算出している。同じ手法をとることが出来なかった理由としては、まず1点目の国が示す手法については、幼稚園の定期預かり保育の利用率の情報を市が把握していないこと。また、年度間でかなりばらつきがあるという情報を事前に得ていたこともあり、それを使用することは問題があると考えたためである。2点目のニーズ調査結果から算出する方法については試算も行ったところであるが、現状の学童の入所動向からかなり乖離した低い数値であったため、そのままでは使用できないと判断した。今回は5年前の算出方法と同じ手法を取りつつ、利用率が上昇しているということを加味して算出する方法が妥当と考えているところである。

(学) 承知した。

- (学)幼児教育の無償化で3歳~5歳が無償化されると、それに伴い保育園の利用者も伸びるのではないかとの懸念がある。そういった影響について市の考えをお聞きしたい。
- (市)本計画の中での示される保育園入園児童の見込み数については、ご 指摘のような潜在需要の掘り起しについては当然試算の中で加味されて いるものと考えており、我々はそのような保育園の見込み数や利用率を注 視している。保育園の利用率についても上昇傾向になると考えるが、学童 の利用率についても同じような上昇カーブを描けるような受給としたい

と考えているところである。

- (2) 令和2年度学保連予算要望について
- (学)学保連から例年予算要望書を提出しており、その要望書が調整されたため、本日提出させていただく。学保連の代表者会議にも諮っており、本日正式に提出させていただく。

各予算要望について代表して津田副委員長より説明。その他、各所代表の委員より説明があった。

以下、学童保育所担当者より、個別の説明あり

【ほんちょう学童保育所】

例年要望している項目として、トイレの男女別の改修工事をお願いしたい。例年防球ネットの設置について要望しているところだが、法令へ抵触するとのことから、本年要望からは取り下げさせていただいた。

【まえはら学童保育所】

本年当初に前原小学校周辺で不審者情報があり、その対応の中、電話がつながりにくい状況となり、現場がとても混乱した。電話回線の増設を要望する。

【みどり学童保育所】

基本は記載のとおりだが、引き続き、大規模化対策はお願いしたい。

- (学) それぞれの要望をお読みいただき、不明点等何かあれば意見を伺い たい。
- (市)障害児童の適切な加配の項目については、3年前にも同様のご要望があり、保護者の皆様にお知らせ文を配布したことがあった。利用者も入れ替わっており、来年度に向けて、新入所者向けの入所のしおり内に少し詳しく記載をするなどの対応ができないか検討したい。
- (市)本要望書については、事前お送りいただいた段階で、委託所を含め 全学童保育所の担当者に送付済みであり、情報共有はさせていただいた。
- (市)皆様からお預かりした要望書については、持ち帰らせていただく。 予算確保は非常に厳しい面があるが、できるだけの努力はさせていただ く。
 - (学) 来年度予算の編成スケジュールについて教えてほしい

(市)例年10月中旬に担当部局が予算要求を取りまとめ財政当局に提出し、10月末から11月上旬にかけて財政当局のヒアリングを受ける。その後、予算編成が進み、年明け、1月中旬ころ、予算内示という形で、市議会に上程する市の予算案が確定する。

3月に市議会に上程し、3月下旬に予算が可決すれば、確定となる。

(3) ドッジボール大会のビデオ撮影、観覧について

(市)前回の協議会でもお話させていただいたが、ドッジボールに限らず、 保護者が保育中に撮影する場合の「許容範囲」について学童保育所指導員 で確認してきた。ある程度市の考えがまとまったため、本日は口頭で報告 させていただく。正式には文書案を提示してまいりたい。

①行事の際に限り、保護者が個人的に自分の子どもを撮影する場合は認める。その場合、他のお子さんが映り込んでしまったとしても、問題ないという方向で整理する。

- ②父母会として撮影する場合は、個人の範疇を超えるため、父母会が全家庭(父母会児童以外も含む)の同意を得ている場合に限り、認める方向で整理する。
- ③撮影した後に印刷し掲示、また、ネットや SNS への投稿をするなど不特定多数の目に晒される方法で公開する場合には、全員の同意をとることとする。

以上①~③の内容を考えている。

基本的な考えとして、撮影という行為は、撮影者と撮影された者の関係において生じる関係であると理解しているため、市として撮影を許可するということ自体がなじまないと考えている。しかしならが、学童保育所の中を監督している市の立場としては、以上のような文言を含む取決めの内容を了承いただいた上であれば、撮影しても問題ないのではないかという基本的な考え方で進めさせていただく。

なお、今年度ドッジボール大会について、代表の方が撮影したらどうか というご意見を頂戴しているところだが、その点も学童保育所指導員で検 討をさせていただいた。基本的には場所的な問題で観覧は無いということ で、案内をしていくつもりである。何人なら可能という判断も難しいため、 基本的にはそのスペースがないことから、お断りをすることとなると思 う。ただし、申し出のあった父母会による動画撮影等については、先ほど 報告のとおり内容を押さえていただいた上であれば、各学童父母会単位で 3人程度であれば、入館を承認していく方向である。

(市) 今後については、今年度のドッジボール大会の実施方法が決まって

いるため、市からアナウンスの文書を出す予定である。その文書の中に観覧のこと、また、ビデオ撮影のことを案内させていただく。できるだけ早くお出しできるように対応する。

- (学)同意を得るとの表現があったが、この同意の取り方については各学 童保育所父母会に任される理解で問題ないか。
- (市)所によって同意の取り方に若干の違いはあるかもしれないが、現在 も各父母会にお任せしているとの認識である。
- (学)不特定多数の方にさらすようであれば、改めて同意が必要ということか。
- (市) インターネット等への掲示は父母会も配慮していると思っているが、例えば、印刷して行事の時に張り出す等も同様である。
 - (学) 行事の時に掲示するのも、同意必要なのか
 - (市) そのような認識でいる。
 - (学) さくらもちなどは
- (市) そもそもさくらもちは学保連の刊行物であり、本市の関知しないことなのでコメントはできない。
- (学)いま伺った内容だと、市の責任回避をするような文書で出すことに なるという理解でいいのか。
- (市)この話を進めていく中において議論になったが、そもそも市が許可するような内容ではなく、撮影する者とされる者の両者間の関係を市が整理しているというスタンスで進めてきた。
 - (学) 基本的には、市と各父母会との関係の中で対応ということか。
 - (市) 市としてはそのように考えている。
- (学) 父母の観覧は基本的には不許可なのに、行事の際に限り、自分の子どもの撮影については許容されるということの整合性は。
- (市) 今年度のドッジボール大会のこととは別のもものとして整理している。今年度のドッジボールの観覧不許可は場所の問題である。
- (学)改めて確認するが、3名程度の入館ということなので、父母会代表者が入るということならば、やはり保護者観覧はできないのか。
- (市)撮影のための入館は例外取扱いとして配慮したものである。今まで 市の全体行事として行っていたドッジボール大会であることと、父母会と いう団体への配慮でスペース的な制約は大きいが、3名程度であれば入館 を許可していこうというものである。
- (市)ドッジボール大会についての案内文書があったほうが父母の同意や 説明がし易いと思われるため、できるだけ早期にお知らせ文書は発出した い。

- (4) NTT災害伝言ダイヤル訓練の回数について
- (市) 現在本市学童保育所の業務マニュアルにのっとり、6月と11月の年2回、NTTが提供する災害時の伝言ダイヤルを使って訓練を行っている。開始当初は年1回の実施をしていたが、東日本大震災を契機に年2回に回数を増やし、訓練を行ってきた。現在この伝言ダイヤルについては、職員も訓練を重ね実施の方法については習熟したこと、また保護者の皆様にも一定の周知はできたと考えており、令和2年度以降は当初の年1回の実施としたいと考えている。年1回にした場合の実施時期については現在検討中であるが、防災意識が高まる時期などを念頭に時期を検討したいと考えている。今回1回にすることにご懸念もあろうかと思うが、新入所する児童向けのしおりへの記載の工夫、また、継続児に対しては保護者会でもご案内するなど、回数を減らすことのマイナス面が出ないよう工夫はしっかりと行っていきたいと考えている。
- (学)職員の習熟が進んだという点は理解できたが、保護者への周知が進んだというのはどのように考えているのか。
- (市) 現在もしおりや保護者会で案内があったと考えているし、年2回というタイミングで、実施の案内の文書も送っており、その中にどういった目的で実施するのかということも案内してきた。そういった実施の経過を踏まえ、一定の周知はできたと判断したところである。
 - (学) 伝言ダイヤルの参加率はどの程度か。
- (市)決して参加率が高いわけではない。多い所で2割くらい、少ない所だと1割程度。それを年2回実施している。この状況で年2回実施するより案内等を強化した上で実施する方が効果的なのではないかという担当の思いもある。
- (学)災害伝言ダイヤルについては、入所した際に説明はしていただいていると思うが、本当に緊急時に活用されるものにするためには、工夫も必要だと思っている。例えば小金井保育園では、緊急連絡先などの情報を財布に入る程度の大きさのカードにまとめて、全家庭に配布するなどしている。何か工夫があればご検討いただきたい。
- (市) 部局としても、年一回必ず全家庭が入所申請手続きをしていただくということから、入所申請の手引の中に重要情報を落としこむことはできないか検討したい。現在は限られた掲載面積であるため、来年早々に変更は難しいと考えるが、部局としても問題意識を持っているため、今後どういったことができるか検討してみたい。
 - (5) その他

ア 報告事項

- ①あかね・まえはら・みどり学童保育所のプロポーザル選考については、 2次審査の公開プレゼンテーションを、10月18日(金)13時30分から15時00分まで、前原暫定集会施設のA会議室で実施することとなった。
- ②あかね第4・第5学童保育所の工事の進捗について

あかね第4・第5学童保育所の工事については、順調に進捗しており、 現在は基礎工事が完了した状態である。10月に棟上げ、11月以降に内 装工事や設備の工事を行う予定である。

③小金井市学童保育所条例の改正案について

市議会に提出した小金井市学童保育所条例案については厚生文教委員会で審議が行われ、委員会可決となったことを報告する。委員会では著しい支障を来さない範囲についての、厳しい質問をいただいた。今後審議の過程で質問いただいた内容を踏まえ適切に規定の運用を図りたいと考えている。

イ ゲリラ豪雨の関係

(学)たまむし学童で先日のゲリラ豪雨のタイミングで指導員が降所判断を誤り、児童がずぶ濡れになったことがあった。学童保育所からは、当日の対応についてお詫びの文面を受け取ったところだが、先日開催された保護者会では、父母会のメーリングリストに加入し、緊急時の連絡体制を確立したらどうかとの意見も寄せられたところである。今後もこのようなゲリラ豪雨も予想されることから、父母への情報提供のあり方については、予算への反映を含め適切な検討をお願いしたい。

次回日程について、

(市) 次回協議会は、10月21日(月)で行いたい。

以上